

令和3年11月18日

お客様各位

一般財団法人津山市都市整備公社
理事長 植月 優

食中毒事故発生に関するお詫びとお知らせ

この度、当社が管理運営する「あば交流館」が提供しました弁当におきまして、食中毒事故が発生いたしました。これにより、本日11月18日付で美作保健所より営業停止処分を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

発症されたお客様には、多大なる苦痛とご迷惑をお掛けしましたことを心より深くお詫び申し上げます。また、「あば交流館」を日頃よりご利用いただいておりますお客様および関係者の皆様にも多大なご迷惑とご心配をお掛けしますことを、重ねてお詫び申し上げます。

記

1 食中毒事故の内容について

令和3年11月15日の11時頃から13時頃まで、津山国際ホテル跡地で開催されたテイクアウトマルシェに「あば交流館」が出店し、そこで提供した弁当を食された複数のお客様から、食中毒と思われる症状（嘔吐、下痢等）が発症しているとのご連絡をいただきました。当社は、ご連絡を受けて11月16日から同施設の営業及び食事提供を自粛するとともに、直ちに美作保健所にご報告の上、調査を受けておりました。その後、同保健所の調査の結果、計15名のお客様に嘔吐・下痢・腹痛等の発症があり、同施設が提供した弁当が原因であることが判明しました。

2 行政処分の内容について

上記の結果を受け、当施設は本日11月18日付で美作保健所より、以下のとおり食品衛生法に基づき営業の停止を命じられました。

所轄保健所 : 美作保健所
営業停止期間 : 令和3年11月18日～11月21日
営業停止範囲 : あば交流館（津山市阿波1200）
処分の理由 : 食品衛生法第6条第3号の規定に違反したため
処分年月日 : 令和3年11月18日
発症者数 : 15名

3 再発防止策について

当会社としましては、この事態を厳粛に受け止め、所轄保健所の指導の下、再発防止に向けて以下の対策を徹底し、食の安全・安心の確保に全職員一丸となって取り組んで参る所存でございます。

- ① 職員に対する衛生教育の見直し
- ② 職員の健康に対する管理方法の見直し
- ③ 調理設備・厨房及びレストラン等の清掃及び消毒、それらの点検の徹底

今後とも変わらぬご利用を賜りますよう、お願い申し上げます。

【本件に対するお問い合わせ先】

一般財団法人津山市都市整備公社 業務推進課

電話 0868-32-2127 (平日 9:00～17:00)